

# 金融法務の理論と実践

## ——伝統的理解と先駆的視点

片岡総合法律事務所 編

### 担当編集から

関連領域の技術的な革新等もあり、日々新しい姿をみせる金融法務。その第一線で実務にあたる弁護士がもつ知識と経験を集約したのがこの一冊です。下記目次に示した項目について、実務に取り組もうえでの前提となる理論とそれを実際に活用する実践知それぞれについて詳しく解説しています。具体的な契約条項例も理論解説とセットで収載しており、実務に資する内容となっています。

前述の通り本書は金融法務の現場にいる弁護士がもつ知識と経験をまとめたものですが、そこに描かれているのは法理論を実務に活用していくリアルな様子です。内容的に少々ハイレベルではあるものの、実務の現場を知ることで学習内容の解像度が上がることは間違いありません。金融法務に関心のある方、一歩踏み込んだ学習にチャレンジしたい方はぜひ本書を手にとってみてください。(F)

# 金融法務の理論と実践

伝統的理解と先駆的視点

片岡総合法律事務所 編

## 第一線で活躍する弁護士のもつ 実務経験と実践知を集約。

各テーマの重要論点を理論・実務の両面から詳しく解説し、その理解に基づく主要な契約条項も提示。新しい形態の金融取引であっても理論的根拠に基づいた実務対応が可能になる。実務者必備の一冊。



有変図

詳細を見る



レベル	用途	対象
上級	学習 実務	LS 法曹 法務

2023年3月発売／578頁／定価5720円(税込)  
A5判／並製

### Point

リテール取引の実務的論点も手厚く解説しているのが本書の特徴の一つです。

第2編 各種金融サービス（リテール）

### Ⅲ 主要条項例の解説

以下では、顧客多数型の主要な条項について解説すると共に、顧客相對型のケースで規定ぶりが異なるものについて、必要に応じ解説を加えることとする。なお、本条項例内では信託銀行が受託者となるケースを想定する。

#### 1 信託目的・信託の設定・信託期間

##### 1-1 信託目的

###### (信託目的)

本信託は、委託者が実施する金融商品取引法第43条の2第1項第2号に定める対象有価証券関連取引に基づき委託者が顧客から預託を受けた金銭を、顧客に対して良う支払債務の資金保全のため、当該債務相当額を委託者の固有財産と区分して管理することを目的とする。

###### ◇顧客相對型の場合 (信託目的)

本信託は、委託者を買主、受益者を売主として、委託者及び受益者間で締結された●年●月●日付不動産売買契約書に基づく取引に基づき委託者が相手方から預託を受けた金銭を、顧客への返還に備え委託者の固有財産と区分して管理することを目的とする。

#### 法的な位置付け

信託法上、「信託」とは、①信託契約による方法、②遺言による方法、③信託宣言による方法のいずれかにより、特定の者が「一定の目的」に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいうとされている（同2条1項）。そのため、信託の設定に際しては、一定の目的、すなわち信託目的が定められなければならない。

また、受託者がすべき行為は、信託の目的の達成のために必要な行為であるため（信託2条5項、26条）、信託目的は、受託者が信託事務を行う上での指針

482

## 第1編 各種金融取引（ホールセール）

- 第1章 担保取引
- 第2章 金銭債権の真正譲渡取引
- 第3章 匿名組合を用いたファンド取引
- 第4章 公共インフラの整備・運営に係るファイナンス
- 第5章 新しい資金調達的手法
- 第6章 電子記録債権

## 第2編 各種金融サービス（リテール）

- 第1章 消費者信用
- 第2章 前払に係る決済取引
- 第3章 暗号資産・デジタル通貨
- 第4章 履行確保を目的とする信託取引
- 第5章 金融サービスとプラットフォーム
- 第6章 金融情報利活用

詳細は、小社ウェブサイトの本書のページをご覧ください。

